

令和3年度

第12回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 2 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和4年3月16日(水)午後2時00分から午後3時30分

2 開催場所 静岡市上下水道局庁舎7階71会議室

3 出席委員(20人)

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第72号 農地転用許可後の事業計画変更承認について(5条)

議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第74号 非農地証明申請について

議案第75号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第76号 非農地の承認について

議案第77号 農業経営基盤強化促進法施行規則第7条において準用する

同規則第2条の規定における意見聴取について

議案第78号 静岡市農業委員会総会運営委員会設置要綱の改正について

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第49号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第50号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第51号 相続税納税猶予の関する適格者証明願いについて

報告第52号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主任主事 前島 絵美、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 石川 尚美

6 会議の概要

議長 ただ今から令和3年度第12回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は委員20名全員での開催です。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

2番 遠藤 公夫委員、4番 大石 泰子委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第71号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第71号朗読】**

申請は2ページから4ページに記載のとおり14件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号100番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、親子間による経営移譲です。整理番号101番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より贈与による所有権の移転です。整理番号102番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より贈与による所有権の移転です。整理番号103番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

17番 ただいま事務局から説明ありました4件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号104番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号105番、106番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。両案件

とも、葵区の案件です。交換による所有権の移転です。当該農地は、既に5年以上前からお互いが耕作しており、実際の耕作者と所有者を一致させることで合意し、今回の申請に及びました。整理番号107番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。当案件は、前月の第11回総会、議案第70号で決定をうけた別段の面積に係るものです。申請事由ですが、昨年10月の第7回総会、第42号議案により許可決定された同じく別段の面積に係る所有権移転の際に、1筆だけ申請もれになっていたもので、今回の申請により予定されていた所有権移転は全て完了します。整理番号108番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地の一部を、息子に贈与するものです。

15番 ただいま事務局から説明ありました5件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号109番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。交換による所有権の移転です。申請事由ですが、市が所有する、現況が普通畑の公衆用道路及び赤道部分と、譲受人が所有する公衆用道路を交換するものです。整理番号110番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、農業者年金、経営移譲年金が支給停止とならないよう親から子への使用貸借による権利の設定となります。整理番号111番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。なお、譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、直近の報告では、香花、サカキ等の栽培、販売により経営を行っており、申請地は香花、みかんを栽培していくとのこと。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。

11番 ただいま事務局から説明ありました3件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号112番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号113番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は規模を拡大したく、使用貸人は要望に応え、話がまとまり使用貸借による権利の設定をしたく申請に及んだものです。

19番 　　ただいま事務局から説明ありました2件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議　長　　これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　長　　発言もないようですので、議案第71号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

（異議なし）

議　長　　議案第71号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　**【議案第72号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり1件でございます。

議　長　　それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局　　3班です。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。当初の申請事由ですが、申請者は公共工事で発生した残土の処分場として令和3年11月17日に一時転用許可を受けました。事業計画の変更事由ですが、本工事に関係する道路管理者等との調整、手続きにおいて不測の時間を要したため、転用期間を延長したく申請に及びました。農地区分は第2種農地で、転用終了後は、果樹を作付けする作付け確約書が提出されています。

11番 　　ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議　長　　これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　長　　発言もないようですので、議案第72号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

（異議なし）

議　長　　議案第72号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第73号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　**【議案第73号朗読】**

申請は8、9ページに記載のとおり9件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号80番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になったため妻方の両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号81番、82番は、同一案件のため、合わせて説明いたします。清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、81番については、使用貸借による権利の設定、82番については、賃借権の設定です。申請事由ですが、集落基盤整備事業において、集落道開設のため、整理番号81番には、伐採した樹木の仮置場、整理番号82番には、掘削土の仮置場を設置したく、所有者に相談したところ話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、農用区域内農地と判断されます。不許可の例外一時転用に該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号83番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、農業用機械器具の製造販売業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、会社の従業員の駐車場が少なくスペースを確保したく、所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号84番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、農林水産物の生産販売業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、現在、申請地隣接に作業所がありますが、手狭になったため、所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

17番 職員から説明がありました整理番号80番、81番、83番につきましては、1班としては許可相当と判断しました。整理番号82番につきましては、地区審査会

で、現地及び聞き取り調査を実施いたしましたので、報告いたします。はじめに、申請の経緯ですが、集落基盤整備事業の農業集落道及び施設補強整備により大都市圏との都市農村交流を図ると共に災害時の代替道路機能を有する道路の新設及び補強を推進するため申請に至ったそうです。周辺の所有者、地元部農会等へ承諾を得ているとのこと。申請地の掘削土については、北側への道路の盛土に使用し道路をつなげる予定になっております。被害防除の点については、掘削土を転圧し、周辺農地に土が崩れない被害防除する予定です。以上のことから、整理番号82番については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号85番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借り人は清水区内の土木工事で発生する良質の土の処分先を探していたところ、田から畑への転換を考えていた使用貸し人と話しがまとまり、一時転用の申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、残土処分が終了し畑へ転換された際の作付け確約書が提出されています。なお、本案件は、地区審査会で、現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から説明があります。

15番 ただいま、職員から説明がありました整理番号85番、清水区の案件につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。申請人は、地元の配管等各種設備施工、土木工事等を行う業者で、現在使用している残土置き場が満杯になってきたため、新しい処分場を探していたところ、当該農地所有者と話しがまとまったものです。造成については、北側の保育園及び東側の農地との境界にブロックを70cmの高さに積み、安定勾配をとって盛土し、3段に整地して、一番高いところで道路面から10cm程度の高さになります。搬入される土は、現在使用している残土置き場にある樹園地の耕作土として使用できる良質なものを移動するもので、このことにより、残土置き場の機能を回復させるとのこと。被害防除としては、ブロックを積むことにより、当該農地からの土砂の流出を防止します。特に東側の田との境には、ブロック積みによる水路を新に設置し、大量の降雨の際にも対処できるとのこと。なお、使用借人からは、転用に係る誓約書が、使用貸人からは、梅及び栗を栽培する旨の作付け確約書が提出されております。以上のことから、2班としては、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号86番、葵区の案件です。申請事由ですが、申請者は建設業

を営む、葵区に本店を置く法人です。現在使用している露天資材置場が手狭になっていることと、契約期間が短いことが理由で代替地をこの周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、転用面積も適当と思われれます。

1 1 番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事 務 局 4班です。整理番号87番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、借家にて生活をしておりますが、現在の住居が手狭なため、申請地に住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われれます。整理番号88番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、借家にて生活をしておりますが、現在の住居が手狭なため、申請地に住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われれます。

1 9 番 ただいま事務局から説明ありました2件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 整理番号85番ですが、残土処分場ということですが、どれくらいの残土の量が入りますか。

事 務 局 残土の体積が具体的に出ていませんが、高さとしては大体1メートル位のため、2,000立米弱と思われれます。

3 番 この案件は、県の土採取条例にかからないですか。

事 務 局 2,000立米以上だと対象になりますが、農地造成ということになりますと、要件から除外されるため、仮に量が増えたとしても、条例にかからないものと思われれます。

3 番 南側の道路が農道につながると思われるが、残土を搬入するトラックが来て、農作業のため通行する車の妨げにはならないでしょうか。どのような配慮をしているでしょうか。

事務局 特に現地調査でそのような話は出てきませんでした。東側の手前には田が少し残っていますが、西側にはそれほど農地は残っていないと思われます。道は確かに細いため、塞いでしまうという形になると思いますが、農作業の車が頻繁に通行することはないと考えます。

3番 いずれにしても、農作業の車の妨げにならないようにお願いします。

事務局 申請者にはそのように伝えます。

議長 他に発言もないようですので、議案第73号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第73号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第74号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第74号朗読】**

申請は10ページに記載のとおり4件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号25番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、原野です。こちらの案件ですが、昭和60年に相続により、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年2月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

17番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号26番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成10年12月1日より耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年3月1日に、地区担当農業委員の立会いのもと現場及び航空写真等を確認していただきました。整理番号27番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、当初、明治元年に居宅を建築、現在に至ります。証明基準2建築物が設置さ

れている土地に該当します。令和4年3月1日に、地区担当農業委員の立ち会いのもと現地及び写真等を確認していただきました。

11番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 4班です。整理番号28番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和3年3月1日に、地区担当農業委員に確認していただきました。

19番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、4班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第74号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第74号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第74号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第75号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第75号朗読】**

申出は13ページ、に記載のとおり3件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号47です。こちらの生産緑地は平成19年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約175日農作業に従事していました。2月15日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号48です。こちらの生産緑地は平成20年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。2月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号49です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。2月22日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。なお、整理番号50については、息子さんが主たる従事者に加わるため、営農の継続について再度検討したいとのことで、3月14日に取下げされました。

議長 ただいまの議案第75号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第75号について、原案のとおり承認よいでし

ようか。

(異議なし)

議長 議案第75号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第76号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第76号朗読】**

該当者は15ページに記載のとおり7名の案件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 提案理由は、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果森林の様相を呈し再生利用が困難な農地で、かつ、意向調査において今後も農地として利用意向がないと確認した遊休農地を非農地とすることについて本会の承認を求めるものです。今回これに該当する農地所有者は7名、内訳は21筆、25,624平方メートルです次のページが対象となる筆に一覧となっております。それでは、この調査概要について資料を使用して説明させていただきます。静岡市では山林原野化した地区を重点的に非農地化の実施をしております。今回は地区の部農会での話し合いの中で農業委員、推進委員、補助員地元の農業者で農地の現状、担い手の意向、後継者について、話し合い調査を進めた上でまとまった形となったため非農地化の判断をしました。令和3年度第3回農地最適化委員会で審議承認を受け非農地とすることをお願いいたします。議案書の次のページが対象農地です。対象農地の位置については別の資料1の1ページになります。今回に事務の流れですが12月に農業委員、推進委員、補助員事務局合計5人で現地の確認を行いました。資料2ページ目の写真をご覧ください。現地はほとんどが急傾斜地であり山林原野化が進行しており農地として復元するための物理的な条件整備など、著しく困難であり農地に入ることも困難である状況を確認しました。各種補助事業など対象地でないか、農業政策課、農地整備課、中山間地振興課、中部農林事務所、にて確認し、2月の農地最適化委員会で審議し承認を受けました。本会の審議の結果、非農地に該当すると承認された場合には、農地所有者に、資料3ページにある非農地通知を送付するとともに地目変更登記を依頼します。また同時に、市固定資産税課、県、法務局等の関係機関に対し、非農地リストを送付し、情報提供を行います。今回最適化委員会のみなさまと非農地の実施をしましたが、今年度実施の地区のように例年計画的に非農地化を実施している地区程ではありませんが、今回の非農地通知発出までに登記情報の確認・現地調査・所有者の意

向等、地区の推進委員や補助員の協力を得てある程度纏まったところまで進めていただき実施をしましたが多くの時間と労力をさいたというのが実際のところです。一方、農地として活用が見込まれない農地についての非農地化を進めるよう、国からの方針も示されている中、対象地区が広範囲に及ぶ場合は毎年の非農地計画に盛り込み、範囲が限定的なものについては対応できる時期など要相談という棲み分けで取り組んでいきたいと思います。

議長 ただいまの議案第76号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言もないようですので、議案第76号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第76号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第77号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第77号朗読】**

意見回答書案は17ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 議案書16ページ、議案第77号農業経営基盤強化促進法施行規則第7条において準用する同規則第2条の規定における意見聴取についてであります。本案件は、先の2月総会時、報告案件として、市農業政策課から説明のあった静岡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対し、農業委員会の意見を求めるものであります。委員の皆様からのご意見につきましては、2月末まで受け付けておりましたが、ご意見、ご要望はございませんでした。このため、議案書17ページ、案のとおり異議なしの回答を提出させていただきたいと考えます。

議長 ただいまの議案第77号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言もないようですので、議案第77号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第77号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第78号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第78号朗読】**

案は19ページから21ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 議案書18ページ、議案第78号静岡市農業委員会運営委員会設置要綱の改正についてであります。今年度実施した、総会運営委員会の会議において、総会運営委員会の会議は、専門委員会との連携を強化することを目的に、農地最適化委員会委員長、農政対策委員会委員長同席のもと実施していくのが適当であるとの意見がありました。また、農業委員定数が20人から19人へ1人減になることなどから、総会運営委員は、会長、副会長、他1人の3人体制へ変更したいと考えます。このため、議案書19ページ記載の運営委員会設置要綱の一部改正のとおり、第3条記載の農業委員が指名する農業委員を2人から1人へと変更するものです。議案書20ページは、同要綱の改正後の溶け込み要綱全文となります。

議長 議案第78号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第48号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第48号朗読】**

通知は23ページ、24ページの8件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 整理番号94番と95番は、同一の案件です。耕作者が斜面地で農地集約の観点から作業効率が悪く返還するとのことで合意解約しました。整理番号96番と97番は、同一の案件です。耕作者が疾病により農作業が一部困難になり、斜面地を返還するとのことで合意解約しました。整理番号98番と99番は、同一の案件です。耕作者がお茶の価格が低迷しており、経営規模を縮小するため、合意解約しました。整理番号100番については、賃借人が経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号101番についても、賃借人が経営規模縮小のため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第48号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第48号を終わります。次に、報告第49号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第49号朗読】**

届出は26ページから32ページの62件がございました。その内訳は、4条の転用が15件、5条の転用が47件で、内訳としましては、所有権移転が41件、賃借権設定が4件、使用貸借による権利の設定が2件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第49号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第49号を終わります。
次に、報告第50号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第50号朗読】**

届出は34ページ、35ページの25件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第50号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第50号を終わります。
次に、報告第51号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第51号朗読】**

申出は37ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 整理番号15は、2月7日、地区担当最適化推進委員と現地確認を行いました。
以上1件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、2月16日に適格者証明を交付しました。

議 長 ただいまの報告第51号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第51号を終わります。
次に、報告第52号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第52号朗読】**

届出は37ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第52号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第52号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第12回総会を閉会いたします。